

問題 44

□□□

国般
H25-12-2

デモ行進は、思想、主張、感情等の表現を内包するものであるが、純粋の言論と異なって、一定の行動を伴うものであり、その潜在的な力は、甚だしい場合は一瞬にして暴徒と化すことが群集心理の法則と現実の経験に徴して明らかであるから、表現の自由として憲法上保障される要素を有さず、デモ行進の自由は、憲法第 21 条第 1 項によって保障される権利とはいえない。

問題 45

□□□

国般
H25-12-5

結社の自由や団結権に基づいて結成された団体は、その構成員に対し、その目的に即して合理的な範囲内での統制権を有するから、地方議会議員の選挙に当たり、労働組合が、統一候補以外の組合員で立候補しようとする者に対し、立候補を思いとどませる勧告又は説得の域を超え、立候補を取りやめることを要求し、これに従わないことを理由にその組合員を統制違反者として処分することも、組合の統制権の範囲内の行為として許される。

第 4 章 経済的自由

問題 46

□□□

国総
H28-3-1

憲法第 22 条第 2 項は、国籍を離脱する自由を保障しているが、この国籍離脱の自由には、無国籍になる自由までも含むものではないと一般に解されている。

問題 47

□□□

国総
H28-3-ウ

憲法第 22 条第 2 項は、外国に移住する自由を保障しているが、この外国に移住する自由は外国へ一時旅行する自由までも含むものではなく、外国への一時旅行の自由は、幸福追求の権利の一部分をなすものとして、憲法第 13 条により保障されるとするのが判例である。

問題 48

□□□

特区
H23-4-3

薬局開設許可に関する距離制限を定める規制では、立法事実を検討し、制限が国民の生命及び健康に対する危険の防止という積極的、政策的目的のための規制措置であると判断した上で、その目的を達成するために必要かつ合理的な規制とはいえないとして、距離制限を違憲とした。

問題 49

□□□

特区
H23-4-1

小売市場開設許可に関する距離制限を定める規制では、緩やかな合理性の基準を適用し、過当競争による小売商の共倒れから小売商を保護するという消極的、警察的目的の規制であると判断して、立法裁量を尊重し、距離制限を合意とした。

解答44 × 判例（最大判昭35.7.20）は、「平穏静粛な集団であっても、時に昂奮、激昂の渦中に巻きこまれ、甚だしい場合には一瞬にして暴徒と化」す事態に発展する危険が存在することは、群集心理の法則と現実の経験に徴して明らかであるとしている。しかし、「集団行動には、表現の自由として憲法によって保障すべき要素が存在することはもちろんである」と判示している。したがって、表現の自由として憲法上保障される要素を有しないとすると本肢は誤りである。

解答45 × 判例（最大判昭43.12.4）は、「憲法28条による労働者の団結権保障の効果として、労働組合は、その目的を達成するために必要であり、かつ、合理的な範囲内において、その組合員に対する統制権を有する」としている。もっとも、「立候補の自由」の重要性を指摘し、「勧告または説得の域を超え、立候補を取りやめることを要求し、これに従わないことを理由に……統制違反者として処分をするがときは、組合の統制権の限界を超える」としている。したがって、組合員を統制違反者として処分することも許されるとする本肢は誤りである。

解答46 ○ 22条2項は国籍離脱の自由を認めているが、これは無国籍となる自由を含むものではない。

解答47 × 最大判昭33.9.10は、22条2項の「外国に移住する自由」には外国へ一時旅行する自由を含むものと解すべきであるとする。

解答48 × 薬事法違憲判決（最大判昭50.4.30）は、薬局開設許可に関する距離制限を定める規制を消極的、警察的目的の規制であると判断しており、積極的、政策的目的の規制であるとは解していない。

解答49 × 小売市場判決（最大判昭47.11.22）は、小売市場開設許可に関する距離制限を定める規制を積極的、政策的目的のための規制であると判断しており、消極的、警察的目的の規制であるとは解していない。